

認 証 書

事業者名 有限会社光輝車体

道路運送車両法第80条の規定により
下記のとおり自動車分解整備事業を認証
する

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 認 証 番 号 | 3H-2478 |
| 2 認 証 年 月 日 | 平成22年3月26日 |
| 3 事 業 場 の 名 称 | 有限会社光輝車体 |
| 4 事 業 場 の 所 在 地 | 広島市安佐北区口田南1丁目7-38 |
| 5 自 動 車 分 解 整 備
事業の種類 | 普通自動車分解整備事業
小型自動車分解整備事業 |
| 6 対象とする自動車
の種類及び装置の
種類 | 普通自動車（乗用）
（動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置に限る）
小型四輪自動車
（動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置に限る）
小型二輪自動車
（動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置に限る）
軽自動車
（動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置に限る） |
| 7 業務の範囲の限定 | なし |

平成22年3月26日

中国運輸局長 原 克彦

